

## さいたま市移動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市移動支援事業実施要綱（平成18年9月28日決裁。以下「実施要綱」という。）第2条第1号に規定する移動支援（以下「移動支援」という。）を実施した同条第4号に規定する登録事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象になる経費は、登録事業者が、実施要綱第9条第6項に規定する利用者（以下「利用者」という。）に移動支援を行う際に要する経費とする。

### (補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額（以下「補助額」という。）は、次の各号に掲げる単位を1単位10円として金額に換算した金額（以下「補助基準額」という。）の9割とする。

- (1) 身体介護を伴う移動支援のうち個別支援の場合 30分あたり147単位
  - (2) 身体介護を伴わない移動支援のうち個別支援の場合 30分あたり77単位
  - (3) 身体介護を伴う移動支援のうちグループ支援の場合 30分あたり103単位
  - (4) 身体介護を伴わない移動支援のうちグループ支援の場合 30分あたり54単位
  - (5) 実施要綱第17条に規定する利用者負担上限管理を行った場合 155単位
- 2 前項第1号及び第2号について、実施要綱第2条第7号に規定する2人介護決定者に対し2人でサービス提供した場合は、それぞれの移動支援について同様の金額を算定する。
- 3 補助基準額から補助額を差し引いた額が、実施要綱第16条に規定する負担上限月額を超える場合は、当該超過額を補助額に上乗せするものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする登録事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに国民健康保険団体連合会に電子申請するものとする。

- 2 移動支援事業に係る報告を移動支援サービス提供実績記録票により、サービスを提供した月の翌月15日までに市長に提出するものとする。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長が前条の規定による申請内容を審査し、補助金の交付を決定した

ときは、国民健康保険団体連合会が交付決定通知書により当該登録事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第6条 登録事業者は、市長から要求があったときは、移動支援事業の遂行状況について書面で報告しなければならない。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた登録事業者は、移動支援事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、保健福祉局長の決裁のあった日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。